

建設工事に係る総合評価落札方式ガイドライン

- 1 適用する工事
- 2 落札者の決定方式
- 3 類型の選択
- 4 評価項目の設定
- 5 評価内容の履行確認
- 6 学識経験者の意見聴取
- 7 コンプライアンスの確保等

大阪府総務部契約局

はじめに

総合評価落札方式は、従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」（例えば、企業の施工実績・施工成績、施工時の安全性や環境への影響）を総合的に評価する落札方式であり、入札者の示す価格と施工能力や技術提案を総合的に評価し、落札者を決定する落札方式である。

公共工事への総合評価落札方式の適用により、入札に参加する企業の施工能力や技術提案などの技術面における競争や、価格のみならず総合的な価値による競争を促進することは、発注者にとって最良な調達を実現させ、公共工事の品質確保を図る上で有効であり、ひいては、効率的かつ効果的な社会資本整備に寄与するものと期待される。

大阪府では、平成 17 年 4 月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）の施行を踏まえ、平成 18 年度に都市整備部において 3 件の試行導入を実施した。

さらに、平成 18 年 12 月に採択された全国知事会の「都道府県の公共調達改革に関する指針（緊急報告）」等を受け、平成 19 年度から総合評価落札方式を拡充することとし、平成 19 年度に住宅まちづくり部及び水道部において、平成 21 年度には環境農林水産部において導入した。

総合評価落札方式の運用においては、工事の品質を確保するため、企業の施工能力、技術力を的確に反映した評価項目を設定し、適切に評価することが重要であり、このことから、評価項目のあり方や評価方法等について、これまで、大阪府建設工事等総合評価委員会の意見等を踏まえ、様々な改善に取り組んできた。

総合評価落札方式の一層の実効性を確保し、さらなる適正化を図るため、これまでの実績等を踏まえながら、各発注部局が総合評価落札方式を推進していくうえで、発注部局において統一事項を確認するマニュアルとして、留意すべき基本的な事項について、平成 23 年 4 月に「建設工事にかかる総合評価落札方式ガイドライン」としてとりまとめた。

なお、このガイドラインについては、より適切かつ効率的、効果的な運用が図られるよう、発注部局の意見等を踏まえながら、適宜見直しを行い、改定していくものとする。

1. 適用する工事

建設工事の総合評価落札方式は、価格と品質が総合的に優れた調達を行うものであることを踏まえ、価格以外の要素を考慮することの意義や効果が十分認められる工事を対象に適用する必要がある。

- (1) 総合評価落札方式を適用する工事は、同方式の性質上、「低入札価格調査制度」の適用を基本とする。また、「低入札価格調査制度」の適用に際しては、過度な低価格応札を抑止する観点から、必要に応じて「失格基準価格」を設定する。
- (2) 上記に係わらず、工事内容や入札参加者の施工能力等を踏まえ、総合評価落札方式を適用する効果が見込めない工事は、通常的一般競争入札によるものとする。
- (3) 適用する工事工種は、価格以外の要素を考慮することにより、より優れた工事施工能力を持つ事業者を選定できる工事や、事業者の技術的提案を反映することにより工事品質の向上が期待できる工事とする。

総合評価落札方式での低価格入札対策

- 地方自治法施行令においては、価格競争の場合は「最低制限価格制度」と「低入札価格調査制度」のいずれも採用が可能であるが、総合評価落札方式を適用する工事については、当該方式の性質上「低入札価格調査制度」の適用を基本としている。
- 必要に応じて、失格基準価格の設定により過度な低価格応札が抑止でき、また予定価格を含め事後公表とすることにより、総合評価落札方式の適正で公正な導入効果が確保できる。

総合評価落札方式の適用対象工事

	1.0 億円 ▽	2.3 億円 ▽	4.0 億円 ▽	6.8 億円 ▽
土木一式工事	都市整備部事業調整室において実施			
橋梁上部工事（鋼橋・PC 橋）				
プラント設備工事 ※				
建築設備工事				
建築一式工事				
電気・管工事				

注：適用対象外の工事であっても、工事内容に応じて総合評価落札方式を適用することができる。

※プラント設備工事とは、プラント機械設備工事、プラント電気設備工事、プラント電気通信設備工事をいう。

2. 落札者の決定方式

競争入札は、予定価格の制限の範囲内で、最低価格で入札した者を契約の相手方とすることを地方自治法上、原則としている。その例外の一つである総合評価落札方式は、価格と品質が総合的に優れた者を契約の相手方にする方式であるため、落札者の決定方式については、工事品質の向上を図ることができるものとする必要がある。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、「価格」と「価格以外の要素（技術評価点）」を総合的に評価した値である「評価値」の最も高い者を落札者（以下「受注者」という。）として決定する。
- (2) 「評価値」の算出方法は、工事品質のより一層の向上を図る観点から、価格あたりの工事品質を表す指標となる、「除算方式」を基本とする。
- (3) 技術評価点での加算点は、事業者の技術力が「評価値」に適切に反映されるよう、適正な範囲で設定すること。

除算方式による評価値の算出方法

評価値＝〔技術評価点（標準点+加算点）〕／（入札価格）

技術評価点の設定

標準点：入札参加資格を有する者に付与

100点を基本に設定

加算点：技術提案や技術的能力等を評価する項目として付与

総合評価落札方式の類型や工事内容等に応じ設定

技術審査型：概ね10点～25点の範囲

技術提案型（標準）：概ね15点～30点の範囲

※技術提案型（高度）の加算点については、このガイドラインでは対象とせず、別途取り扱うものとする。

工事品質とは

総合評価落札方式における「品質」とは、工事目的物はもとより、工事の効率性、安全性、環境への配慮、工事の実施段階における様々な特性を含んでいる。

3. 総合評価落札方式の種類の選択

- (1) 総合評価落札方式の種類は、技術提案を求めない「技術審査型」、施工方法等について技術提案を求める「技術提案型（標準）」を基本とする。これにより必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することで、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除の一助とすることができる。
- (2) 種類の選択は、発注金額の多寡によることなく、当該工事の特性や技術的工夫の余地等を考慮して適用する。

種類の概要

◆技術審査型

○工事施工に必要な、適切かつ確実な施工能力をもつ企業に施工させることにより、工事の品質をより高めることを期待する工事で、技術提案を求めず、企業の技術的能力、配置予定技術者の技術的能力等を評価する方式

◆技術提案型（標準）

○施工上の工夫や特殊な施工方法等に係る技術提案を求め、民間企業の優れた技術力を活用することにより、工事の品質をより高めることを期待する工事で、発注者が技術提案を求めたい場合に適用する方式

◆技術提案型（高度）

○技術的工夫の余地の大きい工事を対象に、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む構造物（工事目的物）の品質の向上を図る高度な技術提案を求め、民間企業の技術力を活用することにより、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用する方式

※技術提案型（高度）は、このガイドラインの対象とせず、別途取り扱うものとする。

4. 評価項目（加算点対象）の設定

加算点の対象とする評価項目は、公共工事の総合評価落札方式が工物品質の確保を主目的としていることを基本に、当該工事の内容や特性、現場条件等に応じ、適切に設定する必要がある。

- (1) 評価項目については、公共工事の品質確保を図るため、企業の技術的能力、とりわけ工事施工能力を的確に評価できる技術的内容等を基本とする。
- (2) 上記以外の評価項目については、府民福祉の推進に寄与する内容に限定する。
- (3) 事業者からの申請により確認する評価項目については、客観的資料に基づき的確に確認できる内容とすること。また、技術提案を求める評価項目は、当該工事での確実な履行を担保・確認できる内容であること。

評価項目

(1) 技術提案（技術提案型のみ）

業務ごとに業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提示を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する具体的な取り組み方法等についての提案を評価する。

(2) 入札参加者の実績（技術提案型及び技術審査型共通）

表彰や業務実績などの入札参加者の技術力に関して評価する。

(3) 配置技術者（監理技術者）の実績（技術提案型及び技術審査型共通）

表彰、成績評定、業務実績、資格等の技術者の技術力に関して評価する。

(4) 企業の信頼性、社会性（技術提案型及び技術審査型共通）

- ・地域の貢献度や「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」に基づく、障害者その他の就職することが困難な者の雇用の促進等府民福祉の推進に関して評価する。
- ・「大阪府公共調達等における脱炭素評価の基本方針」に基づく、脱炭素化の取組に関して評価する。ただし、中小企業への配慮をする必要がある場合など、評価項目を設定することが適しない場合は、設定しないことができる。

評価項目の設定に際しての留意点

○特定の事業者が有利とならないよう、公平性の確保に留意すること。

○特定調達契約案件については、国内事業者が有利となる評価項目は設定できない旨留意すること。

5. 評価内容の履行担保

総合評価落札方式で落札者を決定した場合、加算点を付与した事項（以下「評価事項」という。）や技術提案（以下「採用提案」という。）について、その適切な履行を契約書等で明記するとともに、その履行を確保するための措置や不履行の場合のペナルティーについて明らかにしておく必要がある。

- (1) 受注者の責により、評価事項や採用提案が履行できない場合は、違約金の支払い、契約金額の減額、工事成績評定への反映等のペナルティーを課すことを入札説明書等に明記する。
- (2) 採用提案は、契約書等において、その履行義務を明記すること。
（履行状況の確認方法等については、入札説明書に明記する。）
- (3) 工事監督や検査に際し、評価事項や採用提案について、その履行がなされていない場合は、違約金の支払い、契約金額の減額、工事成績評定への反映等、関係規定に基づきペナルティーを厳正に措置する。

評価事項等の履行担保措置とペナルティーの取扱い例

◆評価事項の取扱いについて

[自己申告による項目]

- 企業の自己申告による評価事項については、その内容を明確に確認できるものに限るものとし、当該事項の履行を確保する必要から、その履行が明らかに確認できないときは、工事成績点を減点すること。

[配置予定技術者に関する項目]

- 技術者の資格・経験等に関する評価事項については、落札決定後の発生事由により当該技術者を配置できなくなった場合、代替の技術者の資格・経験等を厳格に審査すること
- この場合、同等の資格・経験等を有する技術者を配置できないときは、契約締結前の場合にあっては、契約締結を行わないものとする。契約締結後の場合にあっては、工事成績点の減点を行うこと。

◆採用提案の取扱いについて

[工期の短縮]

- 工期短縮を事由として加算点を付与した場合は、提案内容を工期として約定すること。
- この場合、工期延長等の事情が発生したときは、その要因が、受注者によるものか、発注者によるものかを明確にし、受注者によるものである場合は、履行遅滞として違約金を徴収し、入札参加停止措置を課するとともに、別途、工事成績点を減点すること。

[施工上の提案（安全対策等）]

- 採用提案の内容が履行できず、修補（「手直し」）のことをいう。以下同じ。）が困難あるいは合理的でない場合は、違約金の徴収、契約金額の減額、損害賠償請求が行える旨を入札説明書・契約書に明記すること。
- 採用提案の内容については、契約締結時に、履行状況の確認方法を含め、受注者と約定しておくこと。
- 受注者に起因する事由により採用提案が履行されていない場合（採用提案の不履行について正当な理由があるときを除く。）は、修補や改善を指導することを基本とし、修補が困難な場合や合理的でない場合は、違約金の徴収、契約金額の減額等を厳正に措置すること。

6. 学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式において、落札者決定基準等を定めるにあたっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公平な審査・評価を行うため、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聞くことが義務付けられている。

- | |
|--|
| <p>(1) 学識経験者の意見を聴取する機関として、総務部契約局に「大阪府建設工事総合評価等審査会」を設置し、また個別案件の審議を行うため、審査会の下部機関として、「土木工事部会」、「設備工事部会」及び「建築工事部会」を設置する。</p> <p>(2) 発注部局は原則として個別案件毎に、次の時期に審査会（部会）から意見を聴取する。</p> <ul style="list-style-type: none">・落札者決定基準の決定のとき。・落札者の決定（審査会（部会）が必要と認めた場合）のとき。 |
|--|

審査会（部会）の事務分掌

- ◆大阪府建設工事総合評価等審査会
 - 総合評価方式の基本的事項に関すること。
- ◆審査会部会
 - 個別案件の落札者決定基準及び落札者の決定に関すること。
 - 各部会の審査対象は以下のとおりとする。
 - ・土木工事部会：土木一式工事、舗装工事（新設）、造園工事、橋梁上部工事（鋼橋、PC 橋）
 - ・建築工事部会：建築一式工事、電気・管工事
 - ・設備工事部会：プラント設備工事（プラント機械設備工事、プラント電気設備工事、プラント電気通信設備工事）、建築設備工事

意見聴取時期

- ◆落札者決定基準の決定
 - 「技術提案型（標準）」については、個別案件の公告を行うまでに意見を聴取する。
 - 「技術審査型」については、年度当初に、定型的に設定した評価項目、配点、評価方法について意見を聴取し、個別案件については、意見聴取を行った評価項目等を適用する。
- ◆落札者の決定
 - 落札者決定基準の審議を行う際に、審査会が必要と認めた案件について意見を聴取する。

審査会委員の選任

- ◆委員の任期
 - 審査会委員の任期は、2年とし、再任は可とする。
《年齢制限》70歳となった日の属する年度の末日を越えての委員の委嘱は行わないものとする。
- ◆委員候補者の選考
 - 法律系委員は、契約局において、大阪弁護士会に推薦依頼するものとする。
 - 技術系委員は、都市整備部において、委員候補者の選考を行うものとする。
 - ※委員の委嘱は、契約局が行う。

7. コンプライアンスの確保等

総合評価落札方式にあっては、技術力の審査が厳正に行われる必要があり、技術提案の一部には企業独自の提案が含まれるものもあることから、技術提案書又は技術審査資料（以下「審査資料」という。）については厳重に取り扱い、技術情報等の情報管理の徹底を図る必要がある。

また、公正な入札執行を確保するため、不正に審査資料を作成したと認められる場合などは、関係規定に基づき厳正に措置する必要がある。

- (1) 入札参加者から提出のあった審査資料については、落札者決定までの間は、厳重に管理すること。
- (2) 審査資料の審査にあたっては、透明性や公正性の確保に十分留意し、適正かつ厳正に行うこと。
- (3) 審査資料について、他の入札参加者と相談して作成するなどの不正行為が認められた場合は、入札説明書や入札心得等の規定に基づき厳正に措置する。

審査資料の厳重な管理

- 審査資料は、受付から落札者決定までの間は、審査資料の審査に供する時間帯を除き、鍵の付いたロッカー等で保管するなど、厳重に管理すること。
- 落札者決定後、落札者以外の審査資料は、原則として、当該資料を提出した入札参加者に返却すること。

審査資料の適正かつ厳正な審査

- 審査資料の受付及び審査を行う者（機関）は、予め発注部局の長が指定した者（機関）に限定すること。
- 審査資料の審査に際しては、提出した入札参加者名が審査者や他の者に知れることのないように、入札参加者名等が記載された箇所をマスキングすること。
- 審査資料の記載内容に入札参加者を類推できる事項を記入しないよう、予め入札説明書等に明記すること。

不正行為に対する厳正な措置

- 審査資料は、他の入札参加者と相談することなく、入札参加者が自ら作成する必要があり、これに違反した場合は、当該審査資料を無効とするなどのペナルティーを課すことを入札説明書等に明記すること。
- 審査資料に同一性や規則性、類似性が認められるなどの場合、発注部局は事実関係の調査を行い、他の入札参加者と相談したことが明らかになったときは、当該審査資料を無効とするとともに、入札参加停止措置などの所要の措置を行う。

(附則)

本ガイドラインは平成23年4月12日から施行する。

(附則)

本ガイドラインは平成24年4月1日から施行する。

(附則)

本ガイドラインは平成27年4月1日から施行する。

(附則)

本ガイドラインは平成30年9月1日から施行する。

(附則)

本ガイドラインは令和2年4月1日から施行する。

(附則)

本ガイドラインは令和5年2月28日から施行する。

(附則)

本ガイドラインは令和8年3月24日から施行する。